

商業サービス業事業継続力強化支援事業補助金・
製造業等企業価値向上支援事業補助金バージョンアップのご案内

貸上げ・デジタル化を 補助金で後押しします！

国の重点支援地方交付金を活用し、区内企業の経営基盤強化に向けて、
貸上げ・デジタル化をサポートします！

申請期間 令和8年 **2/24**～ 令和8年 **3/31**

POINT
01

貸上げ実施の企業へ 設備投資補助の優遇



商業・サービス業事業継続力強化支援事業補助金

補助率1/4 → **1/2** 限度額100万円 → **200万円**

製造業等企業価値向上支援事業補助金

補助率1/2 → **2/3** 限度額100万円 → **200万円**

POINT
02

デジタル化補助額の引き上げ

※中小企業デジタル化支援を活用したことが条件



商業・サービス業事業継続力強化支援事業補助金

補助率1/4 → **1/2** 限度額100万円 → **200万円**

製造業等企業価値向上支援事業補助金

補助率1/2 限度額100万円 → **300万円**

お問合せ：荒川区産業経済部 経営支援課（製造業、建設業、運輸業等）
メール: keieishien@city.arakawa.lg.jp TEL:03-3802-3345
産業振興課（卸売業、小売業、サービス業等）
メール: sangyo@city.arakawa.lg.jp TEL:03-3802-4674

✓ 対象の補助金

① 商業・サービス業事業継続力強化支援事業補助金



区内で1年以上営む卸売業、小売業、サービス業等を対象に、社会構造の変革や市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動などに直接的に必要な設備等の設置及びマーケティング活動に係る経費の一部を補助します。

※申請時に補助メニューに沿った専門家による経営アドバイスを受ける必要があります。

② 企業価値向上支援事業補助金



区内で1年以上営む製造業、建設業、運輸業等を対象に設備投資にかかる対象経費の一部を補助します。

※申請時に補助メニューに沿った専門家による経営アドバイスを受ける必要があります。

※今回の申請区分は「生産性向上設備投資補助」。「DX推進補助」が対象となります。

✓ 賃上げの条件

以下の2ついずれも満たすこと。

① 申請月の前月から遡る12か月間において支払う給与支給総額（※）を、そこからさらに遡る12か月間に支払った給与支給総額より**2%以上に増加させたこと。**

② **事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。**

※給与支給総額とは、全従業員（役員は除く、非常勤を含む。）に支払った手取り額（賃金台帳に記載の差引支給額）を指します。

✓ 中小企業デジタル化支援とは



デジタル化の専門家が各企業の状況に応じて、業務課題と現状のデジタル活用状況を整理し、デジタルツール導入への地ならしを一貫した流れでサポートします。

※本事業については、令和7年度分は終了しています。

✓ その他

- 「商業・サービス業事業継続力強化支援事業補助金」および「製造業等企業価値向上支援事業補助金」について、令和7年度に未申請の事業者は、賃上げ特例枠やデジタル化特例枠の対象とならなくても一般枠で申請可能です。また、すでに申請済みの事業者については、特例枠であれば既交付額との残額を上限に申請可能です。
- 令和8年2月24日～令和8年3月31日に申請した分については、設備導入は令和9年3月末までに完了する必要があります。※従来通りの令和8年3月末までに完了しなくても構いません。
- 両補助事業の、令和8年4月1日以降の申請受付については、3月下旬ごろ荒川区ホームページ等でご案内します。
- 不明な点は問い合わせ先までお願いします。